

## オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務の実施に関する協定書（案）

宮城県（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務（以下「本業務」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （本協定の目的）

第1条 本協定は、甲が定めた募集要領及び仕様書等並びに乙が提出した企画提案書に基づく電力供給契約を締結するまでの間、本業務を適正かつ円滑に実施するために甲及び乙の役割等を定めるものとする。

### （甲及び乙の役割）

第2条 本協定における甲及び乙の役割分担は次のとおりとする。

#### （1）甲の役割

- ア 発電地の図面等の貸し出し
- イ 補助金の交付

#### （2）乙の役割

- ア 現地調査及び設置要領検討並びに構造調査
- イ 太陽光発電設備等の設置工事
- ウ 本業務実施に係る発電地及び需要地の管理者や行政庁との詳細協議及び各種関係手続

### （協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から電力供給契約締結の日までとする。

### （対象施設）

第4条 本業務を実施する発電地は次のとおりとする。

発電地	所在地

### （経費の負担）

第5条 本協定により発生する経費は原則、乙の負担とする。また、第3条に定める期間におけるリスクと責任分担は、仕様書のリスク分担表に基づくものとする。

### （電力供給契約）

第6条 甲及び乙は、乙が第2条に規定する工事の完了後、当該太陽光発電設備等で発電された電力による電力供給契約を締結するものとする。

### （協定の変更）

第7条 本協定の変更は、甲と乙の書面による合意により行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本事業により相手方から提供された又は知り得た情報で、既に公開されている情報以外の情報については、提供者の事前の承諾なく、第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならない。

(協議等)

第9条 本事業の実施要領、仕様書等及び本協定に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　宮城県知事　村　井　嘉　浩

乙　住　所  
氏　名